

法改正に伴う認定基準(自然災害配慮基準)の追加について [令和4年2月20日から適用]

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴い、長期優良住宅の認定基準として、自然災害による被害の発生防止又は軽減への配慮に係る事項(自然災害配慮基準)が追加されたため、京都府における自然災害配慮基準の取扱いを以下のとおり定めましたのでお知らせします。

(対象：京都市、宇治市を除く府内の市町村)

京都府における自然災害配慮基準(新設)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第4号に基づく自然災害配慮基準について、京都府内においては、認定を受けて建築をしようとする住宅が以下の災害リスクが高い区域に含まれる場合は認定不可※とします。

●地すべり防止区域

(地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項ウ)

●急傾斜地崩壊危険区域

(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項)

●土砂災害特別警戒区域

(土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項)

●災害危険区域

(建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項)

※詳細については京都府の「自然災害配慮基準に関する取扱い」を参照ください。

<適用について>

自然災害配慮基準は、令和4年2月20日以降に認定申請を行うもの(郵送については20日以降に到着するもの)について適用されます。認定申請に係る住宅が上記の区域に含まれないことを事前にご確認の上、申請いただくようお願いいたします。

<区域の確認方法>

- 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の確認
各土木事務所施設保全課の窓口
- 土砂災害特別警戒区域
各土木事務所河川砂防課及び[府HP\(京都府土砂災害警戒情報のホームページ\)](#)等
- 災害危険区域
福知山市、舞鶴市のHP等(令和4年2月現在、指定は福知山市と舞鶴市のみ)